

石川香山『陸宣公全集釈義』と十八世紀後半における名古屋の古代学

田中秀樹

はじめに

唐代中期の徳宗朝に生きた陸贊（字は敬輿、七五四～八〇五）は、中国史上における名臣・名宰相の一人としてよく知られている。彼は唐朝危難の時に際し、宰相として国政を立て直し、暗愚な皇帝徳宗に対して諫言を憚らなかつたため、魏徵に並ぶ唐代の忠臣の代表とされる。その忌憚なき奏議を集めたのが『陸宣公奏議』であり、彼の制誥・詔諭をあわせて『陸宣公全集』（もしくは『翰苑集』『陸贊集』など）と呼ばれる。この書は忠臣による奏議の手本として宋代以降も高く評価され、前近代の中国において長く学び続け

られてきた。そしてこの名臣・忠臣のモデルとしての陸贊は、中国のみならず朝鮮や日本においても少なからず受容されてきたのである。そこで筆者は、この『陸宣公全集』という書物が、様々な歴史的状況下において具体的にどのように読み・学ばれてきたのか、人々はそこから何を学びとろうとしたのかを、その時々の政治的状況と関連づけながら明らかにすることで、各時代の君臣論を中心とする政治思想の特質を論じることができるのでないかと構想している。その第一歩として、『陸宣公全集』の注釈が書かれた時代に注目したいと思う。

山城喜憲氏の『陸宣公全集』に関する書誌学的研究によれば^①、注釈書が著された顕著な事例は、宋元代の中国と十

八世紀の日本と中国に見られる。行論の都合上、宋元代の注釈書については、別稿で論じることとして、十八世紀に著されたそれというのは、清朝乾隆年間の張佩芳『唐陸宣公翰苑集注』二十四卷と、尾張藩儒の石川香山『陸宣公全集釈義』二十四卷（以下、これを『釈義』と略す）、およびその増補改訂版である『陸宣公全集註』二十四卷（以下、これを『全集註』と略す）のことである。それぞれの出版は、張佩芳の注釈が乾隆三十三年（一七六八）であり、『釈義』が安永三年（一七七四）、『全集註』が寛政二年（一七九〇）であるので、日中それぞれ国を異にしながらも、十八世紀後半というほぼ同時代に生まれた、相い似通つた書物であるといえよう。現在、両者の注釈は中国の中華書局により出版された『陸贊集』（王素点校、中華書局、二〇〇六年）によつて容易に見ることができる。『陸贊集』が底本としたのは、中華民国時代に董士恩という人物が、併読するのに有用だと考へた、宋代の郎闗・清代の張佩芳、そして石川香山の『全集註』を、その重複部分を削除した上で、合冊・編輯した『陸宣公全集』二十六卷（民国三十年刊）である。すなわち、現在我々は、中華書局本『陸贊集』を手にする。石川両書の比較も興味深いが、それはひとまずおき、本論ではその前段階として石川香山の注釈書そのものにまず注

目したい。それは彼の注釈が董士恩によつて郎闗や張佩芳の注釈よりも詳細であると高く評価され、また現在においても通用しうる非常に高い学術的成果であるにもかかわらず、石川香山の学術については、これまでほとんど研究がなされてこなかつたからである。管見の限り、ただ谷口明夫氏の研究がわずかにあるのみである。⁽⁴⁾

それではここで、中国にも知られた彼の学術的成果がこれまで注目されてこなかつた要因を、尾張藩の儒学史研究の中で考へてみたい。おそらくこれまでの儒学思想史・学术史研究が、主に次の三点に集中してきたことがその要因として考へられる。第一に、清朝へ輸出されたことで知られる『群書治要』『鄭注孝經』（岡田新川）の校訂と出版に関する研究である。これは両書が海を渡つて清朝考証学にも影響を与えたことから、「此二事は、真に我が学海の快事とせざる可からず」と絶賛されてきたのも当然である。⁽⁵⁾ 第二に、客観的合理主義的な古代史研究に関する研究である。⁽⁶⁾ 具体的には、河村秀穎・秀根兄弟による日本書紀研究・律令学研究と、それを引き継いで河村益根が完成した『書紀集解』である。『書紀集解』は中世的、神道的、朱子学的解釈を一切捨て去り、本文に即して古語の意味を把握しようとする「本文主義」を採用した画期的な日本書紀の注釈書である。⁽⁸⁾ また名古屋の律令学研究については、法制

史研究の側面からも現在研究が続けられている。⁽⁹⁾ 第三に、廻村講話で名高い細井平洲の思想史研究および平洲を督学とする藩校明倫堂に関する研究である。これ以外にも儒学史研究に深く関係する分野では、岸野俊彦氏を中心に国学研究が盛んに行われている。⁽¹⁰⁾

ここに通底する先行研究の特徴は、江戸時代の名古屋における「追随をゆるさぬほどに学術的価値のたかい、顯著な業績」、いわゆる「名古屋学」が、松平君山・岡田新川らの君山学派や河村家・鈴木脰らの国学者といった「非朱子学派の学者」によって生み出されたのだという共通認識である。⁽¹¹⁾ このように見るなら、石川香山に関する研究があまりなされてこなかったのも首肯できる。それは、石川香山こそ当時の名古屋を代表する朱子学者であつたからである。だがはたして、朱子学者石川香山は、名古屋の「顯著な業績」を生み出した人々から区別され、等閑視されしかるべき人物だったのだろうか。本論はこの点に注目しながら石川香山の注釈書が生まれたその学術的土壤の一端を明らかにすることを目的とする。

それではここで石川香山の生涯を簡単にまとめておきたい。⁽¹²⁾ 石川香山（名は安貞、字は順夫、通称は忠次）は、元文元年（一七三六）に尾張鳴海に生まれ、文化七年（一八一〇）に七十五歳で病没する。香山は医者の浅井図南に漢学の薫

陶を受けたほか、崎門派朱子学者の深田厚齋と小出慎齋に学ぶことで、朱子学者となつた。彼の『聖學隨筆』『読書正誤』は、朱子学者として徂徠学を痛烈に批判した著作である。宝暦十一年に二十六歳で桑名街で塾を開き、明和七年に『金鏡管見』を著す。そして安永元年（一七七二）には『釈義』二十四巻を仕上げ、幸いに人見磯邑がこの書を高く評価することで藩費の補助を受け、安永三年に上梓するに至つた。これが契機となり安永六年に藩主宗睦に名を知られ、藩儒として召し抱えられ、藩の編纂事業に参加する。天明三年（一七八三）に、細井平洲を総裁とする藩校明倫堂が完成し、香山も典籍として抜擢された。寛政二年（一七九〇）には『釈義』を増補改訂した『全集註』二十四巻を明倫堂版として刊行している。寛政四年には五十七歳にして継述館總裁となり、同十年には、岡田新川の後任として第三代明倫堂督学を兼任している。このように尾張藩の文教政策における実務面での総責任者となり、特に明倫堂版の出版事業を推進したことはもつと注目されてよい。⁽¹³⁾ 藩命による編著では養子の石川魯庵との共著『資治通鑑證補』が比較的知られている他、『行水金鑑解』『資治五史要覽』『人主之職』があり、私的著作物には、儒教倫理を平易に解説した『勤学俗訓』がある。

第一節 『陸宣公全集釈義』の分析

それでは、石川香山の注釈の分析からはじめたい。そこで『釈義』『全集註』で引用された書籍名を一覧にしたのが本論末に付した【表】である。例えば『釈義』卷一「論閔中事宜状」に見える陸贊本文の「整旅」二字について、香山は「詩、皇矣文。伝、旅師」と注を付けている。これは「整旅」が、「詩」「大雅・文王之什・皇矣」の本文「王赫斯怒、爰整其旅」を出典とし、その毛伝に「旅は師なり」とあるのを『釈義』が引用しているので、【表】の「書名」に「詩」を、「注」に「毛伝」と記している。このように、経部易類でみれば、『釈義』には「易」本文及び注疏からの引用が一度以上あるということを示している。なお書名の後ろに「寛政」とあるのは、『釈義』での引用は見られないが、寛政版『全集註』では引用されている書物であることを示す。また、「参考」河村秀根藏書目録欄については後述する。

さて、『釈義』全巻での注は校勘を含めて約二千箇所あり、その目的と引用された漢籍は次の三種類に分類することができる。

一、本文の典故（古言と故事）をあげること、および古語

やその意味の把握——十三經注疏、『史記』『漢書』

『後漢書』『三国志』を中心とする正史、先秦・秦漢の

諸子、『楚辭』『文選』などの主要な古典類及びその注、

小学類——。

二、歴史的背景や制度、人名に関する考証——新旧『唐書』『資治通鑑』『六典』『通典』『文献通考』など——
三、文字の異同、校勘——『旧唐書』『唐大詔令集』『文苑英華』『唐文粹』——。

このうち第一点目が全体の大半を占め、香山は特に古語の意味の把握に力を注いでいたことが分かる。これについては、張佩芳の注釈と比較すればより鮮明である。例えば本文「競競」（卷一「論閔中事宜状」）の二字について香山の『釈義』は、「書、臯陶謨、競競業業。伝、競競戒慎」を引用するのに対して、張佩芳は無注であるなど、このような例は挙げればきりがないが、張佩芳よりも石川香山の方が典故探しや古語の意味の把握に熱心である。

またこのような典故の出典として挙げられた漢籍は、字書の類を除いて、陸贊と同時代、もしくはそれより以前の書籍ばかりである。特に古義の正確な解釈につとめ、経書を引用する際は、徹底して古注疏を併せて挙げ、本文主義の立場を取っている。宋学の新注によつて本文を理解しようとするとものは存在しない。これは先述したように、石川

香山が熱心な朱子学者であつたことを踏まえると、非常に興味深い事実である。⁽¹⁸⁾ 試みに、四書に関する例を挙げれば、陸贊本文「天縱聖德」（卷一「論兩河及淮西利害状」）に「論語、子罕、縱之將聖。註、縱大聖之德」と何晏集解を引用し、陸贊本文「籍而不稅」（卷十三「均節賦稅恤百姓六條」）に「孟子趙註、籍借也。猶人相借力助之也」と趙岐注を引用している。また、大学・中庸に関しても、「記、中庸文」「記、大學文」（卷三「奉天請數對群臣兼許令論事狀」とするよう、『札記』の一篇としてのそれであり、朱子の『大學章句』『中庸章句』として引用しているわけではない。ここに実証的な本文主義という方法論の自覺を読み取ることができ

第二点目の歴史的背景や制度、人名に関する考証についても香山は少なからぬ労力を費やしている。本文に関連する唐代の政治や制度について注釈を付ける他、必要に応じて唐代以前の時代や制度についても、正史など史書を引用

して説明している。香山は藩儒となつて後、宋・遼・金・元・明の歴史を要約した『資治五史要覽』や『資治通鑑』に注を付けた『資治通鑑證補』の編纂を命じられるのであるが、それは彼がこの『釈義』によつて中国史学に明るいことを知られるようになつたからであろう。

第一節 石川香山の注釈と

石川香山の注釈と
河村秀根・益根『書紀集解』の比較

注釈書であるのみならず、當時日本における最善の校訂本であった。^(註)

たといえる。

香山が熱心な朱子学者であつたことを踏まえると、非常に興味深い事実である。⁽¹⁶⁾ 試みに、四書に関する例を挙げれば、陸贊本文「天縱聖德」（卷一「論兩河及淮西利害狀」）に「論語、子罕、縂之將聖。註、縂大聖之德」と何晏集解を引用し、陸贊本文「籍而不稅」（卷十三「均節賦稅恤百姓六條」）に「孟子趙註、籍借也。猶人相借力助之也」と趙岐注を引用している。また、大学・中庸に關しても、「記、中庸文」「記、大學文」（卷三「奉天請數對群臣兼許令論事狀」）とするよう、『礼記』の一篇としてのそれであり、朱子の『大學章句』本」「呉本」「湯本」の五種類の版本が存在する。『全集註』の凡例によれば、陳臥子（陳仁錫）・陸基忠・葉逢春・吳繼武・湯賓尹の明人によるテキストであることが分かる。また、『唐文粹』『文苑英華』『唐大詔令集』『旧唐書』とも校勘を行い、増補版『全集註』では文字を訂正している箇所も多い。清朝では、明版の流布本があまりに訛字が多いことから、年羹堯が校訂本を出版して以来、年本が善本とされた。香山は年本を知らなかつたようなので、校訂にも力

以上の分析に基づけば、興味深いことに、香山の『釈義』『全集註』がその注釈書としてのスタイルや方法論の点において、河村父子による『日本書紀』の注釈書『書紀

集解』にきわめて似ている、ということに気付く。

類似の第一として、注釈の主要目的が古語の典故を引証することにあること、引用された漢籍が十三經注疏、正史、諸子、『文選』を中心とする唐代以前の古典で、宋学とは無縁であること、そしてそこには実証的な本文主義が貫徹されていること、が挙げられる。すでに先学が指摘しているように、『書紀集解』における注釈の目的は、「その辞句の典拠出典をあげる事」⁽¹⁹⁾にある。その「凡例」に、「夫れ書紀の文辭は古文辭を修る者なり。或は内典に出、或は外典に出て、豊文茂記、尽くする可からず。浅見の能する所に非ずと雖も、勉て引書を先とす」というように、

ここには、『日本書紀』の正文が古文辭によって潤色装飾された文章であるため、その古義の把握には古典からの典拠を挙げることが注釈の第一の目的となる、という自覚を見ることができる。それでは比較してみよう。

○本文「有渝此盟、殃及其国」（『积義』卷二十四「賜吐蕃宰

相尚結贊書）

・石川注「左伝、僖二十八年、有渝此盟、無克祚国。註、

渝變也」

○本文「臣無式朝、若式此盟」（『書紀集解』卷二十五「天万

豐日天皇（孝德天皇）

・河村注「僖、二十八年傳曰、有渝此盟、明神殛之」

○本文「大猷」（『积義』卷二「奉天論前所答奏未施行狀）

・石川注「大猷、詩、巧言文、箋、猷道也」

○本文「大猷」（『書紀集解』卷二十五「天万豐日天皇（孝德天

皇）」

・河村注「毛詩、小雅、節南山、巧言曰、秩秩大猷、聖

人莫之。箋、猷道也」

これらは、もともと似ている本文の表現や熟語について、石川注、河村注ともに同じく『春秋左氏傳』と『詩經』の出典を明示している例である。多少の相違も見られるが、これは各々簡約を旨とし、本文にあわせて必要なところだけを抜き出しているからである。これ以上例示する余裕がないので割愛するが、同じ典故にたどり着いた同様の事例は多く、注釈書としてその目指す方向性は同じだといえる。

また、『日本書紀』は古文辭である、という自覚に基づくため、引用された漢籍も石川注と同様に十三經及びその注疏、正史及び三家注、李賢注、裴松之注に加え、『老子』『莊子』『韓非子』等の先秦諸子など漢唐以前の古典からの引用が『書紀集解』全巻にわたって見られる。⁽²⁰⁾

類似の第二として、『六典』『通典』『貞觀政要』『旧唐書』『新唐書』など唐代を中心とした中国の制度史に関する諸書、さらに『唐律疏議』や『令義解』『令集解』の律令に関する書物の引用が多く見られる。当然のことながら

『日本書紀』を理解するには、中国の制度史や日中の律令に關する廣範な知識が必要であり、注釈者がこのような漢籍を十分読み込んでいたことが想像できる。⁽²¹⁾ ただ、「書紀集解」には『令義解』『令集解』以外にも、『古事記』『風土記』『類聚国史』『釈日本紀』『類聚鈔』『延喜式』『万葉集』といった日本固有の書籍や、仏典からの引用も少なからず見られ、石川注と異なるが、これは単に『陸宣公全集』と『日本書紀』という書物自体の性質の違いを示しているにすぎず、石川注と河村注の注釈書としての質的相違を示すものではない。事実、香山の『釈義』にはただ一ヵ所だけ『令義解』の引用が確認できる。この引用は『全集註』では削除されており、『釈義』の中でも最も奇妙な注のひとつである。

類似の第三に、最善の校訂本を作ろうとする意欲である。これについても、すでに先学が「本文校訂が書紀集解に於ける一つの目標である」と論じられており、新たな校訂本であることも、両書共通の功績である。⁽²²⁾

さて、石川香山の注釈と河村父子の注釈の類似点は以上の表面的なものばかりではない。両書とも出典探しと古義の把握を第一の功績とするため、当然ながら注釈者に広範な漢籍の博覧涉獵と高い漢学力が求められるほか、加えて索引や字書といった工具書類を大いに利用したことも共通

点として考えられる。

第一に、出典探しの常套手段として、『佩文韻府』の利用である。『書紀集解』については、吉川幸次郎氏がいくつか例を挙げて、「二字の熟語の辞典である「佩文韻府」、あるいはその母胎である「韻府群玉」などにも、頗つているであろう」と論じられた。同様に香山の『釈義』にも『佩文韻府』からの引用が見られるので、香山の手元にも『佩文韻府』があつたことはまず間違いない。

第二に、『康熙字典』の利用である。『書紀集解』における『康熙字典』の利用については、佐藤進氏の詳細な研究がすでにある。佐藤氏によれば、单字に注をつける場合、ほんどうが『康熙字典』からの引用であり、時に『康熙字典』の誤りをそのまま引用している例も見られるという。

では、石川注ではどうか。例えば、『釈義』卷二十二「馬燧渾瑊副元帥招討河中制」では陸贊本文「不羈之才」について、「劉熙釈名 羈檢也。所以檢持制之也」と注を付け、「劉熙」の二字が付く以外、『康熙字典』（未集中「羈」と同文である。また次は『全集註』の例であるが、明らかに『康熙字典』を見ていた証拠である。

○本文「案察」（『全集註』卷十「謝密旨因論所宜事狀」）
・石川注「釈詁、案察官也。疏、官地為案、同官為察」
これについて『康熙字典』（寅集上、「案」）では「釈詁」二

字の前に「爾雅」の二字が入る他、同文である。だが、『爾雅注疏』では「官地為案、同官為寮」の八字が、「疏」ではなく、「郭璞註」の文とされているので、『康熙字典』と石川注は誤つて引用していることが分かる。確かに『康熙字典』で「寮」字を引けば（寅集上、「寮」）、同じく『爾雅』を引用して、「爾雅釈言。註、同官為寮」とある。王引之『康熙字典考証』が指摘するように、⁽²⁷⁾ここでは「釈言」を「釈詁」に訂正すべき誤りもあるが、「同官為寮」を「疏」ではなく「註」として正しく引用している。すなわち、『康熙字典』（寅集上、「案」）が、「註」とすべきところを「疏」と誤つたのを、石川香山もそのまま引用してしまったのである。⁽²⁸⁾

このように、『康熙字典』の利用を推測することも可能であるので、「字典に」や、「字書に」と出典を記さない事例も、『康熙字典』のことだと判断してよいと思われる。ただ管見の限り、石川注には『佩文韻府』や『康熙字典』だけではたどり着けない注釈も多くあるし、また原典どおりに引用して『康熙字典』の誤りを回避している例も見られる。⁽²⁹⁾このことから、石川香山が便利な工具書を利用していたことは明らかであるが、その利用もまた限定的であった、ということもまた事実である。『康熙字典』などの工具書は、本居宣長も『古事記伝』において大いに利用して

いたことが知られており、彼らの事例は十八世紀後半の日本における『康熙字典』の普及と、その利用の一般化を示している。同一の工具書を使用すれば、自ずと注釈内容そのものも似通つてくるであろう。

第三節 石川香山『陸宣公全集釈義』誕生の現場と尾張の古代学

このように『釈義』『全集註』と『書紀集解』の注釈書としての類似性から考えるに、石川香山と河村益根との間に何らかの学問的な接点があつたことが考えられる。ところが、残された史料から両者の密接な交友関係を証明することは出来ない。石川香山の著作には文集を含めてすでに佚した史料も少なくないが、益根の詩文集は多くが現存する。詳細は割愛するが、そこから分かるのは、岡田新川・河村益根を中心とする暢園詩社の文人グループと石川香山との間に密接な私的交友関係は無かつたということである。これは恐らく、新川・益根が護園学派に親密な君山学派の流れを汲むのに対し、石川香山が激しく徂徠学を批判する朱子学者であったという、思想や学問の根本的な相違に基づくのであろう。そこで、益根の父・秀根（一七二三～一七九二）およびその兄・秀穎（一七一八～一七八三。すなわち、益根の伯父）と石川香山との関係に注目してみたい。

河村秀穎・秀根兄弟はともに吉見幸和の国史官牒を重んじる実証的な国学・神道研究を学んでおり、後の『書紀集解』につながる日本書紀注釈書『日本書紀集解』を著したほか、『撰類聚国史考』『日本書紀撰者弁』『日本書聚財』などの著作が知られる。これらの著作は基本的に兄弟による共同の成果である。彼らの名は日本書紀研究以外にも律令研究の分野においても知られている。特に養老令の内では『令義解』に欠けていた倉庫令と医疾令の逸文を秀穎と秀根が収集し、それを益根が校注を加えて文化八年に出版した『令義解 第八本 倉庫令補 廐牧令 医疾令補』(河村秀穎・秀根補逸、益根校注)は、律令の逸文を出版した最初の業績として現在も高く評価されている。当時の名古屋には他にも、『閔市令考』を著した神村正鄰(一七二八—一七八二)、河村兄弟と神村に律令を学び、『逸令考』『神祇令和解』を著した稻葉通邦(一七四四—一八〇二)、朝倉景員(一七二四—一七六八)、山高信順(一七三六—一八一三)といった人々も河村秀穎・秀根とともに律令を研究していたことが知られている。そして、彼らをメンバーとする律令研究会の成果が、『講令備考』(続々群書類従所収)である。『講令備考』は「令の解釈の参考になる材料を令文の各条ごとにまとめ、意見を加えたもの」で「令の研究に随一の好参考書」である。作成方法については、研究会参加者が、令

の条文ごとに様々な史料から参考になりそうな文を引用して持ちより、その後共同で統合整理したと考えられている。『講令備考』については、すでに広く知られた書物であるが、本論が注目したいのは、そこに引用された漢籍の種類である。煩を厭わず河村秀穎・秀根の引用を次に掲げる。

『書』(伝)、『詩』(集注)、『礼記』(注疏)、『周礼』(注疏)、『左伝』(注)、『論語』(集解)、『孟子』(朱注)、『孝經』、『史記』(正義)、『漢書』(顏師古注)、『後漢書』(李賢注)、『三国志』、『晋書』、『隋書』、『新旧唐書』、『六典』、『通典』、『文献通考』、『唐律疏議』、『明令』、『清律』、『吏部学指南』、『三才图会』、『唐類函』、『書言故事』、『孔子家語』、『呂氏春秋』、『說苑』、『列女傳』、『万病回春』、『山海經』、『釈名』、『玉篇』、『古今韻会舉要』、『字彙』、『康熙字典』

『六典』『通典』『文献通考』『唐書』百官志といつた制度に関する基本文献を多く引用しているほか、経書及び古注疏からの引用も多く見られる。加えて神村正鄰が、『大戴禮』『論語義疏』『資治通鑑』胡注、『正字通』『玉海』を引用しているほか、『國語』注、『管子』、『文選』李善注、『六韜』などの引用も見える。一見して分かるように(例外もあるが)『講令備考』にはのちに『書紀集解』で引用されるのと同様の漢籍が並んでいる。当然ながら律令研究に

も高い漢学力が求められ、ここに出席した彼らにはそれだけの能力が備わっていたのであろう。「講令備考」に見るよう、彼らの律令研究も、河村家の日本書紀研究と同様に、漢唐以前の漢籍を使いこなすことができる漢学力が備わつてこそ、可能であつたのである。

それでは、彼らの漢学力はどのように養成されたのであ

ろうか。その一端を伝える興味深い史料が、律令研究会のひとり稻葉通邦が記録した『稻葉通邦記』（以下『通邦記』と略す）「景跡録」である。³⁶⁾ここには八歳から三十四歳まで、通邦の学習過程が克明に記されており、これによつて当時の名古屋において頻繁に和書・漢籍に関する勉強会が開催されていたことが分かる。煩を厭わずここに挙げれば、「令義解会」（明和三年十月二十六日）、「儀礼經伝通解会」（明和六年五月）、「江次第会」（同右）、「世説会」（同右）、「続日本紀会」（同六月から十月まで）、「祝詞式会」（同秋）、松平君山「本草会」（同七年七月）、磯谷滄洲「漢書会」（同九月）、「詩会」（同十七日）、「軍器考会」（同十月）、「唐律会」（同十月）、松平君山「救衆本草会」（同八年三月）、「札記会」（同月十六日）、「唐律会」（同右）、深田氏「説苑会」（同年五月）、「禁秘抄会」（同六月）、「六典会」（同七月）、君山「食鑑本草会」（同年七月）、「令会」（同年八月）、「続日本紀会」（同九年十月）、君山「大和本草会」（同九年九月）、「三代実錄会」（同十月）等参考³⁹⁾。安永二年四月十日会了。（予無闇席）『唐類函』。

さてこの書名を冠した「某会」というのが、十八世紀の日本において流行していた、いわゆる会読形式の勉強会であつたことは間違ひなかろう。ある一定の学識を備えた学者たちが一室に集い、特定の書物について研究討論する共同学習の場である。この会読は、荻生徂徠が「朋友の切磋」による学問の研鑽こそが学力向上に有用であると考えていたように、護園学派を中心にして十八世紀以降急速に広まつた。『通邦記』にみえる会も、同様に彼らの漢籍や和書に関する実質的な学習の場となつたのであろう。そして、石川香山との関係で注目すべきなのが、明和八年に始まる「六典会」である。稻葉通邦は次のように記している。

七月十五日ヨリ、与河村秀興（主人）・深田正益（会頭）・石川忠治（次座）・（已下生也）山高信記・鈴木貞忠・六典会（十七史、十三經、『明史』、『通典』、『通考』、『字典』、『冊府元龜』等参考³⁹⁾。安永二年四月十日会了。（予無闇席）『唐類函』。

それでは、六典会の参加者、期間、漢籍、会場について順次検討してみよう。

〈六典会の参加者〉 河村秀興（＝秀穎）、深田正益（＝九臈）、石川忠次（＝香山）、山高信記、鈴木貞忠、稻葉通邦。

まず、彼らが『講令備考』を作成した律令研究会と密接な関係にあることは明らかである。六典会がはじまる前年の明和七年五月、稻葉通邦の師である神村正鄰が繼嗣なくして死去した。そのため、正鄰の学問の断絶と珍書異籍の散佚を防ぐために鈴木貞忠を繼嗣とすることを藩に願い出たのが、河村秀穎と深田正益であつた。貞忠は、深田正益の兄である深田厚齋に儒学を学んでいたから、石川香山の同門である。稻葉通邦と石川香山は、六典会直前の三月五日に面会しており、これが初対面であったのかどうかは不明であるが、両者の直接的な交流はまだ日が浅かつたかもしれない。ただ、稻葉通邦が親のように事えたという神村正鄰と石川香山との関係は深かつたようで、神村正鄰の墓誌銘を書いたのは「友人」石川香山であり、香山が「閔市令考」を高く評価していることからも、少なくとも律令研究会のメンバーがどのような研究をしていたのかくらいは、香山自身認識していたのである。むしろ彼の「温潤に欠く」排撃的な性格を加味すれば、「友人」として墓誌銘を書いたという事実から推してみると、互いの研究を理解し

合い、学者として重んじ合う関係だったのかもしれない⁽⁴⁴⁾。深田正益は、石川香山の朱子学の師である深田厚齋の弟であり、正益の子香実が石川香山に学んでいるように、深田正益と香山との学派的な関係は非常に深い。

〈六典会の期間〉 明和八年（一七七二）七月十五日から

安永二年（一七七三）四月十日まで。通邦の参加した会読のなかでは比較的長期間に涉り、また一度も欠席しなかつたいうように、相当熱心に行われたと考えられる。通邦は明和五年から律令研究を本格化させ、六典会と同時進行で唐律会や令会を開き、六典会終了後の安永二年からは、令校正会を行つており、先学の指摘するようにまさにこの時期こそ通邦が地道に律令研究に打ち込んでいた時期である⁽⁴⁵⁾。また『講令備考』作成も、明和年間（一七六〇年代）には確実に始まつており、六典会の期間は『講令備考』作成の時期とも重なる。また高塩氏が論じられたように、『令義解第八本』として結実する河村兄弟の令復原作業も同時期のことであり、加えて日本書紀研究に関しても、ちょうど秀根が『日本書紀集解』卷八、九、十に取りかかっていた時期に当たる。そして、石川香山は、六典会の前年に『金鏡管見』を完成させ、会が行われていた安永元年に『釈義』を上げて自序書き、六典会終了翌年の安永三年に『釈義』を刊行している。石川香山はちょうど『釈義』の総仕

上げの段階で六典会に参加していたこととなる。⁽⁴⁷⁾

〈六典会で使用した漢籍〉 まず会読の中心となつた『大唐六典』は、律令学を専門とする彼らに必須の漢籍で、『講令備考』にも引用されていたし、『日本書紀』の注釈、『陸宣公全集』の注釈に必要不可欠の書物であつたことは、先述した通りである。さらに、これを読むために十七史、十三經、『明史』『通典』『通考』『字典』等を参考にしている。これらもすべて（『明史』は例外であるが）、香山が『釈義』で、河村父子が『書紀集解』で、また律令研究会が『講令備考』で盛んに引用した漢籍群であつた。ここまで考察からすれば、十三經には古注疏が、正史にも諸々の注が併読されたことも当然考えられるし、通邦が『字典』と記しているのも、『康熙字典』のことだと理解して間違いないだろう。

〈六典会の会場〉 河村秀穎が会の「主人」であり、また彼には柴野栗山が「図籍の富二万巻」と形容した蔵書があつたことから判断して、六典会の会場は河村秀穎邸であつたと考へるのが自然であろう。そもそも河村家は父・秀世以来、尾張屈指の蔵書家であり、秀穎自身も「生質書籍を好み、諸子百家の書、略見ることを得」というほどの本好きであった。そして秀穎がそこに文会書庫を建てたのが⁽⁴⁸⁾、はからずも六典会終了の安永二年のことである。つまり、はからずも六典会終了の安永二年のことである。つま

り、六典会は、秀穎邸で彼の蔵書を利用しながら開かれたのである。またこの豊富な蔵書は秀穎の研究に利用された後、秀根の蔵書と併せて益根が繼承し、『書紀集解』執筆に用いられた。『書紀集解』は河村家に豊かな蔵書があつたからこそ生まれた業績であるといえよう。あわせて、『講令備考』もこの蔵書を利用しながら、秀穎邸で行われたと考えられているように⁽⁵¹⁾、六典会は河村家の古代研究や『講令備考』作成とその場を共有していたのである。さらには秀穎の蔵書は、広く名古屋の「有志の士」に貸し出されていたことから考へれば、六典会で秀穎邸に出入りしていいた石川香山もその蔵書を利用した「有志の士」のひとりであつたとしても何ら不思議ではない。とするならば、『釈義』引用の一部は、『書紀集解』『講令備考』と同様に河村家所蔵の同じ書籍を用いて書かれたのかもしれない。具体的な詳細は不明であるので、これ以上の推測は無意味であるが、香山にとって河村秀穎邸こそが最も利用しやすい、名古屋随一の蔵書の家であつたことは、まず間違いない。⁽⁵³⁾

最後に以上をまとめれば、明和八年七月十五日から安永二年四月十日までの数年間は、石川香山が河村秀穎ら律令研究を専門とする学者たちとともに、十三經や十七史など参考を参考にしながら『六典』の読解・研究に取り組んでいた時期であり、それは香山自身が『陸宣公全集』の注釈を進

め、河村兄弟や稻葉通邦らが古代律令学に関する研究を進め、同時に河村兄弟は本格的に『日本書紀』の注釈・研究に取り組んでいた時期でもあった。そして彼らは豊富な蔵書を誇る秀穎宅に集い、その同じ蔵書を利用して、各自の業績を生み出していたと考えられる。

おわりに

ここまで石川香山『陸宣公全集釈義』の分析と『書紀集解』との比較を行い、次いで香山の注釈が時と場においても、河村家の日本書紀研究や律令学研究と多くを共有していたことを明らかにした。先に『釈義』には一ヵ所だけ奇妙にも『令義解』の引用がみられることを指摘したが、実はこれが石川香山と律令研究会との関係を暗示していたとするなら、非常に興味深い注釈だといえる。各自が専門的に研究を進める中、定期的に集まつた会読の場で何がしかの意見交換があり、それがまた各自の著作に生かされていった、それを示す一例だったのかもしれない。彼らは当取り組んでいた各自の研究に資する共通の漢籍として『六典』を選び、そして明確な目的意識を持つて六典会に臨んでいたのである。ここにおいて石川香山の『釈義』が、江

戸時代の名古屋における学問的業績を代表する『書紀集解』や律令学研究と全く同じ学術的土壤の上に成立していった、と結論づけてもいいのではなかろうか。香山が中国においても通用するほどの注釈を完成させることができたのは、十八世紀後半の名古屋という、諸学者の漢学能力が高まり、また各種会読形式の学習・研究の場が多く設けられ、そのような機会を十分に活かしながら様々な学問的功績を世に問うた、そういう多くの学者たちとともに彼が生きたからである。これ以上の検証は別に行わなければならないが、特に出典を綿密に記した石川香山の注釈態度と、『書紀集解』を大成させた河村家のそれとの間に、両者の学派的相違を越えた、方法論に関する共通点が見られたのも、これを背景とするのだろう。ここまででの本論の理解が正しいとするならば、むしろ、名古屋の漢学力の高まりを象徴する「顯著な業績」として、「非朱子学者」の手になるものだけではなく、「朱子学者」石川香山の注釈もそこに加えなければならないだろう。それでは、何故彼は『陸宣公全集』に注釈を付けたのか。この問い合わせには、別稿で論じることとする。

十七輯、一九八〇年)。

(2) 張佩芳の文集『希音堂集』六巻(道光・十七年刊)には、附録として孫の張穆が書いた「先大父泗州府君事輯」がある。これによれば、張佩芳の生卒は雍正十年(乾隆五十八年)(一七三二)~一七九三)である。石川香山の生卒が、元文元年(文化七年)(一七三六)~一八一〇)なので、生國は異なるものの、まず同時代人であつたといえる。

(3)『陸贊集』所収、董士恩「陸宣公全集序」。

(4) 谷口明夫「石川香山事跡考」(『鹿児島女子短期大学紀要』一九九〇年版第二十五号)、同「『資治通鑑證補』考」(『鹿児島女子短期大学紀要』一九九一年版第二十六号)。

(5) 福井保「天明版群書治要校刊始末(上)(下)」(『書誌学』第六卷第三号・第四号、一九三五・六年)、同「佚存書の輸出」(『文献』第二号、一九五九年)。石浜純太郎「群書治要の尾張本」(『支那学論攷』全国書房、一九四三年)。林秀一「孝經學論集」(明治書院、一九七六年)など。

(6)『名古屋市史』学芸篇(名古屋市役所、一九一五年)、四八頁。

(7) 名古屋市博物館編『尾張名古屋の古代学—江戸時代の名古屋がみた古代』(名古屋市博物館、一九九五年)にまとめられている。

(8) 河村家と『書紀集解』については、阿部秋生『河村秀根』(三省堂、一九三二年)と、阿部秋生解題『書紀集解』

首巻(臨川書店、一九六九年)が最も詳細である。

(9) 利光三津夫「律令条文復旧史の研究」(『律令制とその周辺』慶應義塾大学法学研究会、一九六七年)、同「江戸期における律令学」(『律令制の研究』慶應義塾大学法学研究会、一九八一年)。高塙博「養老医疾令復原の再検討」(『日本律の基礎的研究』汲古書院、一九八七年)。藤直幹「名古屋藩に於ける律令学の考察—稻葉通邦を中心として」(『武家時代の社会と精神』創元社、一九六七年)。伊能秀明「稻葉通邦の『令集解』研究に関する一考察—神祇令和解の成立をめぐって—」、「稻葉通邦の神祇令注釈研究をめぐって」(『日本古代国家法の研究』(嚴南堂書店、一九八七年)。吉岡真之「延暦交替式」二題)(『古代文献の基礎的研究』(吉川弘文館、一九九四年))。丸山裕美子「尾張名古屋の律令学—稻葉通邦『逸令考』を中心に」(『愛知県立大学文学部論集・日本文化学科編』第五六号、二〇〇七年)など。

(10) 細井平洲に言及した研究は非常に多く枚挙に暇がないので、代表的な研究として次の二点を挙げておく。高瀬代次郎『細井平洲』(平洲会、一九一九年)。辻本雅史「折衷学の教育思想—細井平洲を中心にして」(『近世教育思想史の研究』思文閣出版、一九九〇年)。

(11) 岸野俊彦「幕藩制社会における国学」(校倉書房、一九九八年)。その他、岸野氏を中心に行われている『尾張

藩社会の総合研究』第一～第四編（清文堂出版、二〇〇一・〇四・〇七・〇九年）を参照。

(12) 杉浦豊治「解説」『藩の滴諸家雜談・家事雜識』（名古屋市蓬左文庫編、名古屋叢書第三編第十二巻、名古屋市教育委員会、一九八一年）。

(13) 岸野俊彦「尾張藩書物奉行深田香実とその交友」（名古屋自由学院短大研究紀要）十八号、一九八六年）は、石川香山の弟子である深田香実に注目された研究であるが、石川香山については、深く論じられていない。

(14) 前掲注(4)、谷口論文を参照。

(15) 青山政景「尾張明倫堂の出版事業」（『無閑之』第六三・六五・六七号、一九四二年）。また明倫堂版については、笠井助治『近世藩校に於ける出版書の研究』（吉川弘文館、一九八一年）を参照。

(16) 例えば、香山は『読書正誤』（日本儒林叢書第四冊所収）で、荻生徂徠『論語微』と太宰春台『論語古訓外伝』の古義理解が誤りであり、朱子の理解が正しかったことを実証しようとしている。

(17) 『陸贊集』所収「年羹堯自序」。年本は二十年の歳月をかけて完成した精校本といわれ、董本の底本となっている。

(18) 後に田口文が安政六年の跋文で、善本が少なく、石川香山の校訂本が「完善」だといつているのをみれば、安政年間になつても情況は同様だった。『陸宣公奏議』四巻

（安政六年跋刊本、京都大学人文科学研究所蔵）所収「田口文跋文」。

(19) 前掲注(8)、阿部秋生「解説」（『書紀集解』首巻）一六七頁、同『河村秀根』二三二頁などを参照。

(20) 他にも『孝經』『白虎通』『釈名』『國語』『戰國策』『孔子家語』『六韜』『孫子』『管子』『墨子』『述異記』『文選』『文苑英華』など香山注と同じ漢籍からの引用が見られる。

(21) 吉川幸次郎氏は『書紀集解』に結実した河村父子の漢学力を、現代の学者には到達不可能なものであると非常に高く評価している。吉川幸次郎「中京の二学者—河村秀根と岡田挺之と—」（吉川幸次郎全集）第十七巻、筑摩書房、一九六八年）、同『本居宣長』（筑摩書房、一九七七年）、八六一八七頁。

(22) 『陸宣公全集釈義』卷九「請減京東水運取脚価於緣辺州鎮儲蓄軍糧事宜狀」、陸贊本文「綾絹繩」、石川注「令義解、綾有文繪、細為絹、麤為繩」。

(23) 前掲注(8)、『河村秀根』、二二二頁。

(24) 前掲注(21)、『本居宣長』、八七頁。

(25) 『陸宣公全集釈義』卷十一「論左降官准敕合量移事狀三首」。

(26) 佐藤進「河村家六国史集解の字書の利用に就て」（『富山大学人文学部紀要』第七号、一九八一年）。

(27) 王引之『康熙字典考証』「謹照原書、釆言改釆詁」。

(28) また陸贊本文「嘗漢壺之中」(『全集註』卷十四「論裴延齡姦竊書一首)について、香山は「釆宮、宮中術謂之壺。註、術閭道門」と『康熙字典』(丑集中、「壺」と同じ引用をしているが、これも註文が誤っており、正しくは「註、巷閭間道」とすべきである。

(29) 『全集註』卷一「論兩河及淮西利害狀」、本文「蒼黃」、『釆義』卷二十二「劉治檢校司空充諸道兵馬都統制」、本文「建牙統衆」。

(30) 『全集註』卷十「請依京兆所請折納事狀」、石川注「釆蟲、食苗心螟」。『康熙字典』(申集中)では、「玉篇、食苗心蟲也」とある。

(31) 千葉真也「『古事記伝』における『康熙字典』」(『相愛大學研究論集』第五卷、一九八九年)。

(32) 前掲注(7)、「尾張名古屋の古代学」、および前掲注

(8)、阿部秋生『河村秀根』を参照。

(33) 前掲注(9)、利光三津夫「律令条文復旧史の研究」、高塙博論文を参照。

(34) 稲葉通邦については、花見朝巳「稻葉通邦事歴」(『歴史地理』第十七卷第一号)のほか、前掲注(9)の藤直幹氏、伊能秀明氏の研究に詳しい。

(35) 前掲注(7)、「尾張名古屋の古代学」、三四頁。

(36) 稲葉通邦『稻葉通邦記』(西尾市岩瀬文庫蔵)。鶴舞図

書館蔵の『通邦二十記』(市九一—〇五)は、明治四十三年に名古屋市史編纂用資料として筆写された抄録本である。

(37) 花見氏によれば、他にも中村習齋らとの中庸集略会、津金胤臣の易会、磯谷・岡田新川との後漢書会、浅井岡南との尚書会もあったという。前掲注(34)、花見論文。

(38) 『徂徠先生答問書』(日本古典文学大系『近世文学論集』所収、岩波書店、一九六六年)。『文会雑記』(日本隨筆大成第一期14、吉川弘文館、一九九三年)。

(39) 岩瀬本で小字で書かれている文字を()で示した。なお、『冊府元龜』について岩瀬文庫蔵本では縦線をいたて消去しており、鶴舞所蔵の市史編纂用史料では、書き写されていない。また『唐類函』も参考の一書としての記載

か不明。

(40) 『名古屋市史』人物篇「国学」、一〇九頁。

(41) 『稻葉通邦記』「景跡錄」、「三月五日、見於石川仲治」。

(42) 『芳躅集』天「神村正鄰之墓」(名古屋市蓬左文庫編、名古屋叢書第二十五巻、名古屋市教育委員会、一九五九年)。

(43) 前掲注(4)、谷口論文を参照。

(44) ちなみに深田正益の墓誌銘にも、石川は「友人石川安貞誌並銘」と書いている。

(45) 前掲注(9)、丸山論文を参照。

(46) 前掲注(9)、高塙論文を参照。

(47) 『釈義』の執筆がいつから始まつたのかは不明であるが、『金鏡管見』完成後だとすれば、六典会とちょうど重なる。少なくとも増補版が出版されたように、安永三年以後も手を加えていたのであるから、六典会の経験が注釈に生かされた部分もあつたであろう。

録」である。

(兵庫県立柏原高校教諭)

(48) 松平君山『弊掃集』余編「文会書庫記」、柴野栗山

『栗山文集』「文会書庫記」。

(49) 『樂寿筆叢・十如是獨言』序（名古屋市蓬左文庫編、名古屋叢書三編第十一巻、名古屋市教育委員会、一九八五年）。

(50) 文会書庫については、『樂寿筆叢・十如是獨言』所収の杉浦豊治氏の「解説」、および藤川正数「文会書庫」について（『郷土文化』第五二巻第一号、一九九七年）を参考照。

(51) 前掲注(7)、「尾張名古屋の古代学」三五頁。

(52) 松平君山「文会書庫記」、浅井団南『篤敬齋文稿』礼卷「河村君新築書庫記」。前掲注(50)、杉浦氏「解説」。

(53) 弟の河村秀根もまた別に蔵書があつた。それについては、『河村秀根蔵書目録』（藤井隆監修・編集・解説『近世三河・尾張文化人蔵書目録』第八巻所収、ゆまに書房、二〇〇五年）として蔵書目録が現存する。そこで、試みに秀根の蔵書目録に記載された漢籍と、『釈義』で引用された書籍とを比べたのが、【表】の「参考」河村秀根蔵書目

【表】石川香山『陸宣公全集注義』『陸宣公全集註』引用書

| 四部分類 | 書名 | 注 | (参考) 河村秀根藏書目録 | | | |
|---------|----------|------------------|---------------|-----------------|--|--|
| 経部 | | | | | | |
| 〔易類〕 | | | | | | |
| | 易 | 王弼注、韓康伯注 孔穎達疏 | | 十三經注疏・毛詩鄭箋 | | |
| 〔書類〕 | | | | | | |
| | 書 | 孔安國伝 | 孔穎達疏 | 十三經注疏・書經古注 | | |
| | 尚書大伝 | | | | | |
| 〔詩類〕 | | | | | | |
| | 詩 | 毛伝、鄭玄箋 孔穎達疏 | | 十三經注疏 | | |
| | 韓詩外伝 | | | | | |
| 〔礼類〕 | | | | | | |
| | 周礼 | 鄭玄注 賈公彥疏 | 周官義疏 | 十三經注疏・周礼 | | |
| | 礼記 | 鄭玄注 孔穎達疏 | | 十三經注疏・礼記 | | |
| | 儀礼(寛政) | 鄭玄注(寛政) | | 十三經注疏・儀礼 | | |
| 〔春秋類〕 | | | | | | |
| | 春秋左氏伝 | 杜預注 孔穎達疏 | | 十三經注疏・左伝注疏 | | |
| | 春秋公羊伝 | 何休注 | | 十三經注疏 | | |
| | 春秋穀梁伝 | 范甯注 楊子助疏 | | 十三經注疏 | | |
| | 春秋繁露(寛政) | | | | | |
| 〔四書類〕 | | | | | | |
| | 論語 | 皇侃義疏 何晏注 | | 十三經注疏・論語集解 | | |
| | 孟子 | 趙岐注 | | 十三經注疏 | | |
| | (大学) | | | | | |
| | (中庸) | | | | | |
| 〔孝經類〕 | | | | | | |
| | 孝經 | 鄭註(後漢書から) | | 十三經注疏・孝經孔安國伝・孝經 | | |
| 〔諸經総義類〕 | | | | | | |
| | 白虎通 | | | | | |
| | 經典釈文 | | | | | |
| 〔小学類〕 | | | | | | |
| | 爾雅 | 郭璞注 邢昺疏(寛政) | | 十三經注疏・爾雅注疏 | | |
| | 楊雄方言 | | | | | |
| | 艸名 | | | 劉熙艸名 | | |
| | 說文 | | | | | |
| | 玉篇 | | | 玉篇首書 | | |
| | 五音篇海 | | | | | |
| | 廣韻 | | | | | |
| | 品字箋(寛政) | | | | | |
| | 正字通(寛政) | | | 正字通 | | |
| | 康熙字典(寛政) | | | 康熙字典 | | |
| 史部 | | | | | | |
| 〔正史類〕 | | | | | | |
| | 史記 | 裴駟集解 司馬貞索隱 | 張守節正義 | 史記集解・史記評林 | | |
| | 漢書 | 顏師古註 | | 漢書評林 | | |
| | 後漢書 | 李賢註 | | 後漢書(十七史) | | |
| | 三国志 | 裴松之註 | | 三国志(十七史) | | |
| | 晉書 | | | 晉書(十七史) | | |
| | 宋書 | | | 宋書(十七史) | | |
| | 梁書(寛政) | | | 梁書(十七史) | | |
| | 北魏書(寛政) | | | 北魏書(十七史) | | |
| | 北齊書 | | | 北齊書(十七史) | | |
| | 北周書 | | | 周書(十七史) | | |
| | 隋書 | | | 隋書(十七史) | | |
| | 南史(寛政) | | | 南史(十七史) | | |

| 四部分類 | 書名 | 注 | (参考) 河村秀根藏書目録 | |
|---------|----------|-------|---------------|-------|
| | 旧唐書 | | | |
| | 新唐書 | | 唐書(十七史) | |
| 〔編年類〕 | | | | |
| | 資治通鑑 | 胡三省注 | | |
| | 資治通鑑綱目 | | | |
| | 資治通鑑綱目集覽 | | | |
| 〔古史類〕 | | | | |
| | 國語 | 韋昭註 | | 國語 |
| | 戰國策 | | | 戰國策 |
| | 晏子春秋 | | | 晏子春秋 |
| | 吳越春秋 | | | |
| 〔伝記類〕 | | | | |
| | 逸周書 | | | |
| | 葛洪神仙伝 | | | |
| 〔地理類〕 | | | | |
| | 華陽國志(寛政) | | | |
| | 雍錄 | | | 雍錄 |
| 〔職官類〕 | | | | |
| | 漢官儀 | | | |
| | 大唐六典 | | | 唐六典 |
| 〔政書類〕 | | | | |
| | 通典 | | | |
| | 文献通考 | | | |
| | 唐律 | | | 唐律疏議 |
| 〔詔令奏議類〕 | | | | |
| | 唐大詔令集 | | | |
| 〔別史類〕 | | | | |
| | 漢晉春秋 | | | |
| 〔目録類〕 | | | | |
| | 劉向別錄 | | | |
| 子部 | | | | |
| 〔儒家類〕 | | | | |
| | 孔子家語 | | | 家語王肅註 |
| | 荀子 | | | 荀子全書 |
| | 劉向新序 | | | 劉向新序 |
| | 說苑 | | | |
| | 貞觀政要 | | | 貞觀政要 |
| | 鹽鐵論 | | | |
| | 賈子新書 | | | |
| | 陸賈新語 | | | |
| | 楊子法言(寛政) | 司馬光集注 | | |
| 〔兵家類〕 | | | | |
| | 六韜 | | | 七書 |
| | 孫子 | | | 七書 |
| | 司馬法 | | | 七書 |
| | 尉繚子 | | | 七書 |
| | 七略(寛政) | | | 七書 |
| 〔法家類〕 | | | | |
| | 管子 | 註 | | 管子全書 |
| | 韓非子 | | | |
| | 商子 | | | |
| 〔医家類〕 | | | | |
| | 太公金匱 | | | |
| | 本草綱目 | | | 本草綱目 |
| 〔雜家類〕 | | | | |
| | 墨子 | | | |

| 四部分類 | 書名 | 注 | (参考) 河村秀根藏書目録 | |
|--------|-----------|-------|---------------|-------------------|
| | 慎子 | | | |
| | 呂氏春秋 | | | |
| | 淮南子 | 高誘注 | | 淮南子 |
| | 風俗通 | | | |
| | 蔡邕独斷(寛政) | | | |
| 〔類書類〕 | | | | |
| | 北堂書鈔 | | | |
| | 初學記 | | | |
| | 佩文韻府 | | | |
| 〔小説家類〕 | | | | |
| | 世說新語 | | | 世說新語補 |
| | 述異記 | | | |
| 〔道家類〕 | | | | |
| | 老子 | 註 | | |
| | 列子 | | | 列子口義 |
| | 文子 | | | 尹文子 |
| | 莊子 | 陸德明音義 | 郭象註 | 莊子郭注 |
| | 楊雄太玄綱(寛政) | | | |
| | 素書(寛政) | | | |
| 集部 | | | | |
| 〔別集類〕 | | | | |
| | 楚辭 | 王夫之通釈 | | |
| | 鶴山大全集 | | | |
| 〔総集類〕 | | | | |
| | 文選 | 李善注 | 呂向注 | ほか 文選六臣註 |
| | 文苑英華 | | | |
| | 唐文粹 | | | |
| その他 | | | | |
| | 令義解 | | | 令義解 |
| | 風土記(寛政) | | | 豊後風土記・出雲風土記・肥前風土記 |

*京都大学人文科学研究所漢籍分類目録に従う。

*書名の後ろに(寛政)とあるのは、寛政版のこと。